

令和3年9月10日掲載
令和3年10月6日再掲
令和3年10月26日更新
令和3年12月6日更新
令和3年12月24日更新
令和4年1月17日更新

【1月17日更新】入帰国者への健康観察フォローアップ対応についてよくある質問

平素より入帰国者への健康観察フォローアップにご対応いただきありがとうございます。よくある質問を更新しましたので、ご参考にしていただけますと幸いです。主に以下の点について更新しています。

「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて（令和3年11月30日（令和4年1月14日一部改正）」及び「国際線航空機内における機内濃厚接触者の情報提供等について（令和3年12月28日（令和4年1月14日一部改正）」等の事務連絡を踏まえて、以下のよくある質問を修正追記しています。

○質問7、10、12、13、14、15、16、17、18、19、20（赤文字下線部分）

（担当）

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 保健班

電話：03(5253)1111（内線：8230, 8201, 8077）

別添 1 入帰国者への健康観察フォローアップ対応よくある質問

番号	カテゴリー	質問	回答
1	帰国者 FU システム	帰国者フォローアップシステムは、いずれの自治体(保健所)で閲覧可能なのか。	都道府県・保健所設置市・特別区及び各保健所に利用者 ID が割り振られており、それぞれ付与された権限により閲覧・編集可能な範囲が異なります(例えば、都道府県本庁では域内全ての保健所で担当する入帰国者の情報を閲覧・編集可能ですが、保健所では、担当する入帰国者以外の情報は閲覧・編集できません)。
2	帰国者 FU システム	帰国者フォローアップシステムを利用するための利用者 ID を改めて付与してほしい。	利用者 ID・パスワードを確認したい場合は、本システムの運用を受託している、ビッグツリーテクノロジー&コンサルティングにメールにて問い合わせをお願いします。 〈問い合わせ先〉 ビッグツリーテクノロジー&コンサルティング メールアドレス：covid19@bigtreetc.com
3	帰国者 FU システム	帰国者フォローアップシステムを利用して、自治体(保健所)間で健康フォローアップを実施する者を切り替える(引き継ぐ)ことは可能か。	帰国者フォローアップシステム上で、健康フォローアップ実施(担当する)保健所を変更することは可能です。ただし、担当保健所を変更した(引き継いだ)場合は、併せて電話等で引き継ぎ先の自治体(保健所)にご連絡をお願いします。 移譲方法は、帰国者フォローアップシステムマニュアル p17「基本情報の編集」、p19(*2)(*3)をご確認ください。

4	帰国者 FU システム	症状を呈している旨を自治体に連絡した入帰国者については、自動的に入国者健康確認センターによる健康フォローアップ等は終了するという事か。	入国者健康確認センターによる健康フォローアップ等は、入帰国者からの自治体への連絡のみをもって、終了することとはしていません。入国者健康確認センターにメールにてご一報ください。併せて質問 10 もご参照下さい。
5	帰国者 FU システム	保健所において有症状者の健康観察を開始した場合や、濃厚接触の可能性のある者が濃厚接触者か否か特定した場合、当該情報を帰国者フォローアップシステムに入力する必要があるか。	現時点では必ずしも入力が必要ではありません。疫学調査や検査の結果はメールにて入国者健康確認センターへご連絡ください。帰国者フォローアップシステムは、自治体（保健所）の業務軽減のために導入されたものです。本システムを活用して、有症状の方や濃厚接触の可能性のある方の健康観察を実施して頂くことが可能です。紙媒体で健康観察の結果を記録しているというような状況であれば、是非活用をご検討ください。なお、本システムを健康観察ツールとして必ず利用することを求めるものではありません。
6	自治体連携	入帰国者が自主的に空港周辺にホテルを借りて 14 日間滞在している場合で、濃厚接触者や有症状となった際にはどこの保健所が健康観察を行うのか。	健康観察は、滞在地を管轄する保健所が実施することになっています。入帰国者が、空港検疫の手続きで登録した住所と異なる住所に滞在している場合には、帰国者フォローアップシステムの閲覧・編集権限の移譲をお願いします。移譲方法は、帰国者フォローアップシステムマニュアル p17「基本情報の編集」、p19（*2）（*3）をご確認ください。
7	自治体連携	入帰国者が検疫所指定の宿泊施設（検疫ホテル）に滞在している間に陽性が判明し、陽性者として国が管理している療養用のホテルで療養中の間は、滞在地を管轄する保健所としてやるべきことはあるか。	<u>厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部が発出した「B.1.1.529 系統(オミクロン株)の感染が確認された患者等に係る入院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて（令和3年11月30日（令和4年1月14日一部改正）」及び「国際線航空機内における機内濃厚接触者の情報提供等について（令和3年12月28日（令和4年1月14日一部改正）」に基づき、検疫ホテルに滞在中の入帰国者が陽性になっ</u>

			<p><u>た場合は、管轄の自治体（保健所）から当該入帰国者へ連絡し、家族・同行者を把握してください。把握した場合には、可能な限り「入国日・パスポート番号・生年月日」を聞き取り、センターが指定するWEBフォームで登録をお願いします。</u></p> <p><u>WEB フォーム： https://result.hco.mhlw.go.jp/hoken/</u></p> <p><u>なお、陽性者の情報は、滞在地を管轄する自治体（保健所）へ入国者健康確認センターから送付します。自治体（保健所）で当該入帰国者（陽性者）の健康観察を実施する必要はありませんが、検査の実施に向けとりわけ積極的な対応をお願いします。</u></p>
8	自治体連携	待機期間中に自治体を跨いで移動してきたという入帰国者から、移動先の保健所に連絡があった。特に症状も無く、濃厚接触者という訳でもないとのことだが、保健所として何かすべきことはあるか。	<p>現時点では、症状が無いのであれば、他の一般の入帰国者と同じであり、入国者健康確認センターが当該入帰国者に対する健康フォローアップ等を実施します。その後、有症状となった場合には、健康観察等を実施するのは滞在地を管轄する保健所になります。入帰国者が、空港検疫の手続きで登録した住所と現在の滞在地が異なる場合には、移動前の管轄自治体（保健所）へ帰国者フォローアップシステムの閲覧・編集権限の移譲を依頼してください。</p> <p>移譲方法は、帰国者フォローアップシステムマニュアル p 17「基本情報の編集」、p 19（*2）（*3）をご確認ください。</p>
9	有症状者	有症状者について入国者健康確認センターが自治体（保健所）に連絡する対象はどのように決定しているのか、基準などがあれば教えて欲しい。	入国者健康確認センターでは、発熱、発熱2日以上、風邪症状のいずれかに該当する（左記の3つの条件に1つでも該当する）入帰国者を有症状者として自治体へ連絡する対象としています。

10	有症状者	<p>センターから連絡を受けた有症状者について、その後自治体（保健所）が行わなければならない対応を具体的に教えて欲しい。</p>	<p>有症状者の方に対する PCR 等検査の実施は、御対応いただくようお願いいたします。ご本人（有症状者の方）の希望の有無により検査実施を決定するのではなく、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、保健所からご本人へ、検査の受検に向けて調整をお願いいたします。</p> <p>保健所による健康観察を開始したら、入国者健康確認センターにメールにてご連絡をお願いいたします（※連絡先と連絡いただく事項は※のとおりです）。この連絡は、担当の各保健所からでも、まとめて都道府県庁からでも、いずれからの連絡でも構いません。入帰国者本人へセンターへの連絡を依頼するのではなく、管轄自治体（保健所）よりご連絡をお願いいたします。</p> <p><u>また、PCR 等検査を実施し、陽性となった場合にはセンターが指定するWEBフォームで「入国日・パスポート番号・生年月日」をご登録下さい。</u></p> <p>※別添の「有症状者自治体連携」フロー図もご参照ください。</p> <p>※連絡先と連絡して頂きたい事項</p> <p>○連絡先：入国者健康確認センターのメールアドレス： localgov@hco.mhlw.go.jp</p> <p>○連絡件名：有症状者健康観察開始（●●保健所）</p> <p>○記載事項：入国日・パスポート番号・生年月日。ただし、個人情報保護のため氏名の記載はお控えください。</p>
----	------	--	---

11	有症状者	有症状であった入帰国者の PCR 検査結果は陰性であった。今後、当該入帰国者について保健所でフォローする必要は無いと考えて良いか。	引き続き、保健所での健康観察が必要です。入帰国者が有症状となるまでは、センターでフォローしていますが、入帰国者が有症状となった時点で、健康観察等の実施主体は保健所に切り替わります。検査結果が陰性であっても、引き続き管轄保健所にて健康観察等を実施してください。
12	有症状者	有症状で保健所に連携されてきた方は、待機緩和の対象になるか。	対象外です。症状出現時の新型コロナウイルスの検査結果が陰性であっても、10 日目（待機緩和可能な日）に症状が消失していても、待機緩和は不可となります。14 日間管轄の自治体/保健所の方で健康観察を継続してください。 <u>【現在停止中】</u>
13	有症状者	有症状で保健所に連携されてきた入帰国者が、検疫所指定の宿泊施設（検疫ホテル）に滞在している場合、滞在地を管轄する保健所としてやるべきことはあるか。	検疫ホテルに滞在中の入帰国者が有症状になった場合は、その施設を退所後から、検査実施の調整及び健康観察を開始してください。 <u>なお、入帰国者と連絡を取り、健康観察等を保健所で開始し、検査実施の上、陽性であった場合には、センターの指定するWEBフォームで登録（入国日・パスポート番号・生年月日）をお願いします。</u>

14	濃厚接触者	保健所で濃厚接触者を特定した場合、その連絡はどこに行えばよいか。	<p>※当面の間は最新版の「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」等の事務連絡も併せてご参照下さい。</p> <p><u>濃厚接触者と特定（みなしを含む。以下同じ。）され、かつ、検査の結果陽性となった場合は、センターの指定するWEBフォームで登録（入国日・パスポート番号・生年月日）をお願いします。</u>濃厚接触者と特定され、かつ、検査の結果陰性であった場合には、入国者健康確認センターへの連絡は不要です。入帰国者本人へセンターへの連絡を依頼するのではなく、管轄自治体（保健所）よりご連絡をお願いします。</p> <p>これらの連絡は、担当の各保健所からでも、まとめて都道府県庁からでも、いずれからの連絡でも構いません。</p> <p>※別添の「濃厚接触候補者自治体連携」フロー図もご参照ください。</p>
----	-------	----------------------------------	---

15	濃厚接触者	濃厚接触の可能性のある者の範囲については、陽性が判明した入国者の座っていた座席の前後2列と認識しているが、具体的にどのような範囲と決めているのか教えて欲しい。	<p>陽性者の座られていた座席の列の前後2列を基本としています。前後2列とは、陽性者が20列の場合、18列・19列・20列・21列・22列の合計5列を言います（ただし、航空会社から得られる座席情報は予約時のものであるため、実際に着席された座席とは異なる場合があります）。通常、濃厚接触の可能性のある者の情報を提供する際には、新型コロナウイルス感染症対策推進本部（国際班）<u>からの業務移管を受けた入国者健康確認センター</u>より、質問票に回答がある限りにおいて、次に掲げる情報を提供しています。これらの情報を踏まえて、濃厚接触者を特定して頂きたいと考えています（オミクロン株への対応については、センターからお送りする情報をもって濃厚接触者とみなすこととしています。）。その際は、国立感染症研究所感染症疫学センターによる令和3年1月8日版の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」をご参照ください。</p> <p>◎入国者健康確認センターより提供している情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ①到着日、到着空港、便名 ②陽性者の座席番号、本人の座席番号 ③性・名、誕生日、旅券番号、国籍 ④登録先の住所、（入国後の）滞在先・行程 ⑤電話番号・メールアドレス 等
16	濃厚接触者	濃厚接触者と特定された方と、それ以外の方で、健康フォローアップ等の内容や方法は変わるのか。	<p><u>※当面の間は最新版の「B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」等の事務連絡も併せてご参照下さい。</u></p> <p><u>濃厚接触者として特定し、検査の結果陽性であった場合は、保健所によ</u></p>

			<p><u>る健康観察が必要です。他方、濃厚接触者と特定され検査の結果陰性であった場合は、</u>入国者健康確認センターから健康居所確認アプリ（MySOS）による健康観察等のフォローアップを継続します。健康観察回答結果は各自治体又は保健所から帰国者フォローアップシステムにて確認いただけますので、必要な場合にはご活用ください。</p>
17	濃厚接触者	<p><u>滞在地</u>を管轄する保健所から<u>住所地</u>を管轄する保健所に入帰国者情報を引き継ぐ際は、濃厚接触者の特定や検査実施の有無等については、どちらの保健所が判断するのか。</p>	<p><u>滞在地（登録待機場所）を管轄する保健所へ対象者名簿（乗客名簿）及び帰国者フォローアップシステムのデータが送付されています。入帰国者が自宅等において待機されている場合には、滞在地を管轄する保健所が濃厚接触者の特定や検査等の実施主体になります。入帰国者が検疫ホテルを退所後に移動する際に、滞在地（登録待機場所）と異なる自治体に移動する場合には、対象者名簿又は帰国者フォローアップシステムの閲覧権限の移譲をお願いします。</u></p>
18	濃厚接触者	<p>濃厚接触者でも、検査結果が陰性であれば待機緩和になるか。</p>	<p>濃厚接触者は待機緩和不可です。自治体/保健所におかれましては、濃厚接触候補者のリストが厚生労働省（国際班）から来ましたら、速やかに疫学調査をして頂き、濃厚接触者かどうかの特定をお願いいたします。濃厚接触者ではないという結果であれば、入国者健康確認センターへメール（localgov@hco.mhlw.go.jp）か電話（03-4329-1129）でご連絡下さい。自治体/保健所からの連絡をもって、濃厚接触者不特定とし、通常のフォローアップ、条件を満たした場合の待機期間短縮の対象といたします。不特定である場合には、入国後 9 日目にあたる日の 18 時までにご旨センターへお知らせください。<u>【現在停止中】</u></p>

19	濃厚接触者	濃厚接触者となった入帰国者が、検疫所指定の宿泊施設(検疫ホテル)に滞在している場合、滞在地を管轄する保健所としてやるべきことはあるか。	<u>濃厚接触者となった入帰国者が検疫ホテルに滞在中の場合は、健康観察や検査の実施は検疫ホテルで行っておりますので、滞在地を管轄する保健所に対応いただくことはありません。検疫ホテル退所後から、検査実施の調整を開始してください。その他の健康フォローアップはセンターで対応します。</u>
20	オミクロン株濃厚接触者	オミクロン株濃厚接触者で宿泊療養施設に滞在している入帰国者の退所は <u>10</u> 日目でよいのか。	健康フォローアップを実施していただき、 <u>9</u> 日目までに新型コロナウイルス感染症に係る健康上の問題が見られない場合は、 <u>10</u> 日目の退所が可能です。なお、この場合において、 <u>10</u> 日目にあたる日は、健康状態や位置情報報告を求める通知や自動架電によるビデオ通話がかかりますが、応答する必要はありません。また、これらに応答しないことをもって、氏名等公表等の対象になることはありません。このほか、 <u>11</u> 日目にアプリ(MySOS)により「待機解除」のお知らせが届きますが、あくまで待機解除は <u>10</u> 日目となっておりますので、当該お知らせについてはご放念ください。
21	陽性者	新型コロナウイルスの陽性者となった場合には、空港で配布された抗原定性キットによる検査は中止してよいのか。	構いません。ただし、陽性者となった事実を入国者健康確認センターに保健所等からお知らせいただく必要があります。お知らせがない場合、引き続き陽性者に対して検査報告の提出を求める通知が届くことになります。この解除のためにもご対応のほどよろしく申し上げます。

22	陽性者	陽性者についても入国者健康確認センターがフォローアップしているのか。	検疫所や保健所から入帰国者が陽性になった旨連絡が来た場合は、入国者健康確認センターでのフォローアップは停止します。検疫ホテル退所後に陽性になった入帰国者については管轄自治体（保健所）にて健康観察等の実施をお願いいたします。
----	-----	------------------------------------	---

別紙

自治体連携フォローアップ分担

	<u>センターへの 自治体（保健 所）からの連絡</u>	健康観察		
		保健所健康観察 (*2)	センター健康観察	センター健康観察 回答依頼(*4)
陽性者	<u>要（WEBフォー ム）(*1)</u>	○	×	×
濃厚接触者	不要	<u>△ （検査の実施に向 けた協力は必要）</u>	○ (*3)	○
<u>濃厚接触者 （陽性者の同乗家 族・同行者）</u>	<u>要（WEBフォー ム）</u>	<u>△ （検査の実施に向 けた協力は必要）</u>	<u>○ (*3)</u>	<u>○</u>
有症状者	<u>健康観察を開始 した旨のメール /陽性になった 場合には要（W EBフォーム）</u>	○	×	×

*1 WEB フォーム : <https://result.hco.mhlw.go.jp/hoken/>

*2 アプリ（MySOS）による健康状態報告回答結果を帰国者フォローアップシステム上で保健所が確認し経過を観察することも可能

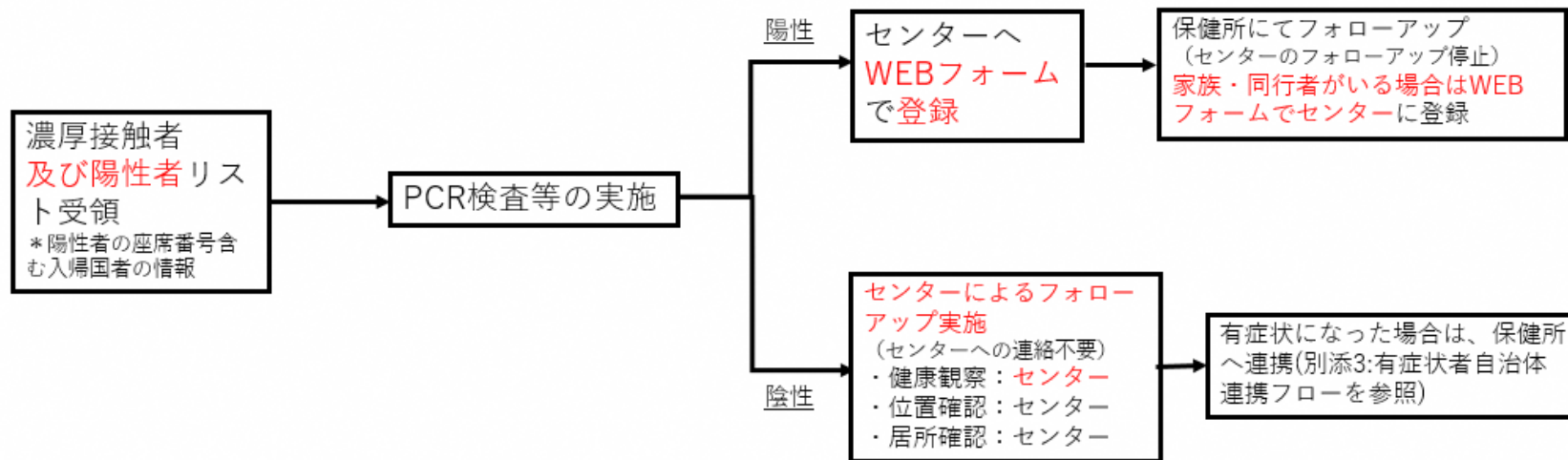
*3 回答結果をセンターが確認し、有症状となれば自治体へ連携

*4 アプリ（MySOS）で健康状態報告依頼通知を入帰国者へ送付

※入国者健康確認センターでは、一般の入帰国者については、アプリ（My SOS）を通じて、上記の表にある健康観察に加えて、位置情報確認（プッシュ通知）、居所確認（ビデオ通話）を実施しています。

別添 2：濃厚接触候補者自治体連携フロー

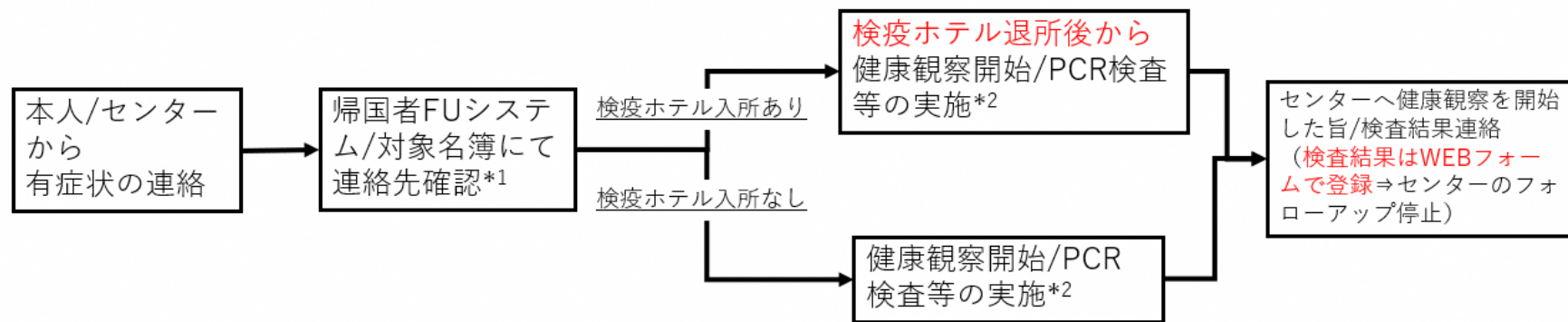
令和4年1月17日



別添 3：有症状者自治体連携フロー

令和4年1月17日

※令和3年12月10日のシステム改修により、入帰国者の滞在地（登録待機場所）住所に基づいて管轄の自治体（保健所）が決定するようになりました。



*1 入帰国者本人が空港で申告した滞在地（登録待機場所）とは異なる自治体に滞在している場合には、ご本人に確認の上、自治体間で必要情報を移譲してください。

*2 センターからはアプリにて健康状態の報告を入国者本人へ依頼しています。その結果は帰国者フォローアップシステムで管轄自治体（保健所）が確認可能です。